

(新設)

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定  
審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	49	担当課	建築住宅課
法令名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	根拠条項	第10条	許認可等の内容	認定計画実施者の地位の承継承認
<p>(地位の承継)</p> <p>第十条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、計画の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。</p> <p>一 認定計画実施者の一般承継人</p> <p>二 認定計画実施者から、認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第五条第四項第四号イ（第八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。以下「認定長期優良住宅」という。）の所有権その他当該認定長期優良住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者</p>					